

しものせき海響グルメフェス2025 協賛のご案内

**しものせき海響グルメフェス実行委員会
事務局（下関市産業振興課内）**

しものせき海響グルメフェス2025 イベント概要

- 下関は、鮮度抜群の魚・肉・野菜・果物に恵まれた「食」の宝庫であり、その食材を活かした素晴らしい料理・店が多数あります。
- 市内の飲食店が集まり、多くの方に「下関の食」を堪能いただける「しものせき海響グルメフェス」を開催することで、**「下関の食」の魅力をPRするとともに、イベント後の出店者の販路拡大、関係人口の拡大を図ります。**

日 時	令和7年10月11日(土)・12日(日) 午前11時～午後3時
場 所	オーヴィジョン海峡ゆめ広場 ※令和5・6年度はあるかぽーと親水緑地で開催
主 催	しものせき海響グルメフェス実行委員会
出 店 数	20店舗程度
来場者数	10,000人見込 (R6年度実績9,000人、R5年度実績13,000人)
参 加 費	入場無料
そ の 他	ステージイベントあり

しものせき海響グルメフェス2024イベント風景



しものせき海響グルメフェス2025 ご協賛メニュー

- ご協賛メニューは、2日間の価格となります。
- ご協賛額によって、特典内容が変わります。

【A協賛】30万円

- ① 会場内にて 3.6m×3.6mの屋根付きテントによるPRブース提供
- ② デジタルサイネージ（1m×60cm）による動画広告配信 ※台数は未定
- ③ 協賛社クレジット表記（大）：ファサードサイン・ステージサイン・公式HP・ポスター・パンフレット

【B協賛】10万円

- ① 協賛社クレジット表記（小）：ファサードサイン・ステージサイン・公式HP・ポスター・パンフレット

【C協賛】5万円

- ① 協賛社クレジット表記（小）：公式HP・ポスター・パンフレット

しものせき海響グルメフェス2025 協賛申込方法

◆ 協賛申込の流れ

1. 協賛申込書を実行委員会事務局へメールにて提出してください。
2. 実行委員会事務局にて、協賛申込書受付後、申込書に記入いただいたご担当者様に請求書を送付させていただきます。
3. 請求書に基づき、合計代金を事務局へお振込みください。

◆ 【メール提出先】

しものせき海響グルメフェス実行委員会事務局（下関市産業振興課内）
sgshokos@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

（ポスター・パンフレット予定部数）

B2サイズポスター……………250部

A3パンフレット…………… 15,000部

しものせき海響グルメフェス2025 ご協賛メニュー

＜PRブース＞



＜ステージサイン＞



＜ファサードサイン＞



しものせき海響グルメフェス

協賛規程

（目的）

第1条 この規定は、しものせき海響グルメフェス実行委員会（以下、「実行委員会」）が主催する本イベントに協賛しようとする法人その他団体、個人等（以下、「企業等」）が協賛する際に遵守すべき事項を定めるものである。

（定義）

第2条 協賛とは、企業等が実行委員会に対して協賛金を提供することにより、本イベントの活動に援助を行うことをいう。

（協賛の申込）

第3条 協賛を行おうとする企業等は、実行委員会に対し次の事項を記載した書面（別記様式）により申込を行う。

- （1） 企業等の名称及び所在地等並びに代表者・担当者氏名
- （2） 申込を行う協賛メニュー
- （3） PRブースの出展を行う場合は、展示物・配布物・販売物品等

2 実行委員会は、前項の申込書を受理したときは、申込者に対しその旨を通知する。

（協賛金等の支払い）

第4条 協賛を行おうとする企業等は、前条第2項に定める受理の通知とともに送付される請求書等により、協賛金を納入する。

2 実行委員会は、協賛金の受領を確認した後に、受領の通知を行う。

3 協賛は、前項の通知のときに成立する。

（協賛金の使用目的）

第5条 協賛金は、本イベントの周知、運営及び開催に付随する経費のために使用する。

（協賛の特典）

第6条 協賛を行う者（以下、「協賛者」）は、次の各号に掲げる事項について特典を受ける。

- （1） 本イベントの開催における周知活動を実行委員会が行うこと
- （2） 本イベントの当日運營業務を実行委員会が行うこと

2 前項に定めるもの以外の特典については、事前に双方協議を行ったうえで決定する。

(協賛の取消し)

第7条 実行委員会は、協賛者について、次の各号のいずれかに該当する事由があると認める場合は、協賛を取り消すことができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する活動を行うおそれがあること
- (2) その活動について不正の事実があること
- (3) その他、実行委員会の活動趣旨に照らし協賛を取消す合理的理由があること

(開催中止の場合)

第8条 本イベントの開催が中止となった場合でも協賛金は返還しない。ただし、災害その他の不可抗力により開催ができなくなった場合には、協賛金の返還について双方協議を行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は実行委員会が定めることができる。

付則

本規定は、令和5年5月30日から施行する。